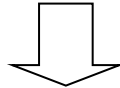


保証料返戻基準の変更について（ご案内）

平成31年4月1日より、繰上返済に伴う保証料の返戻控除額を2,000円から10,000円に変更いたします。また、保証料返戻額が1,000円に満たない場合は保証料返戻を行わないことといたします。

（改定前）

$$\text{返戻保証料} = \text{未経過保証料} - \text{返戻控除額 (2,000円)}$$



（改定後）

$$\text{返戻保証料} = \text{未経過保証料} - \text{返戻控除額 (10,000円)} \geq 1,000円$$

【全額繰返済時の保証料返戻イメージ】

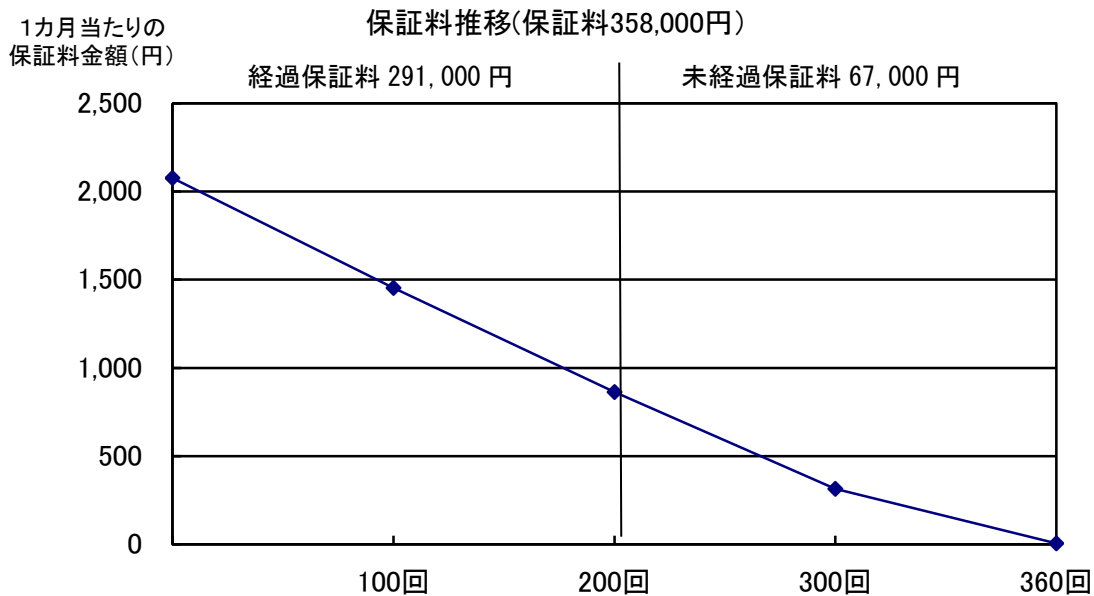
（前提条件）

返済回数 200回目で全額繰上返済した場合

借入金額 : 2,500万円

借入期間 : 30年（返済回数360回）

保証料率 : 年0.10%（期間割引率年0.80%）



$$67,000円 (\text{未経過保証料}) - 10,000円 (\text{返戻控除額}) = 57,000円$$

$$\text{返戻保証料} = 57,000円$$

【一部繰上返済時の保証料返戻イメージ】

(前提条件)

返済回数 200 回目で 150 万円を一部繰上返済した場合

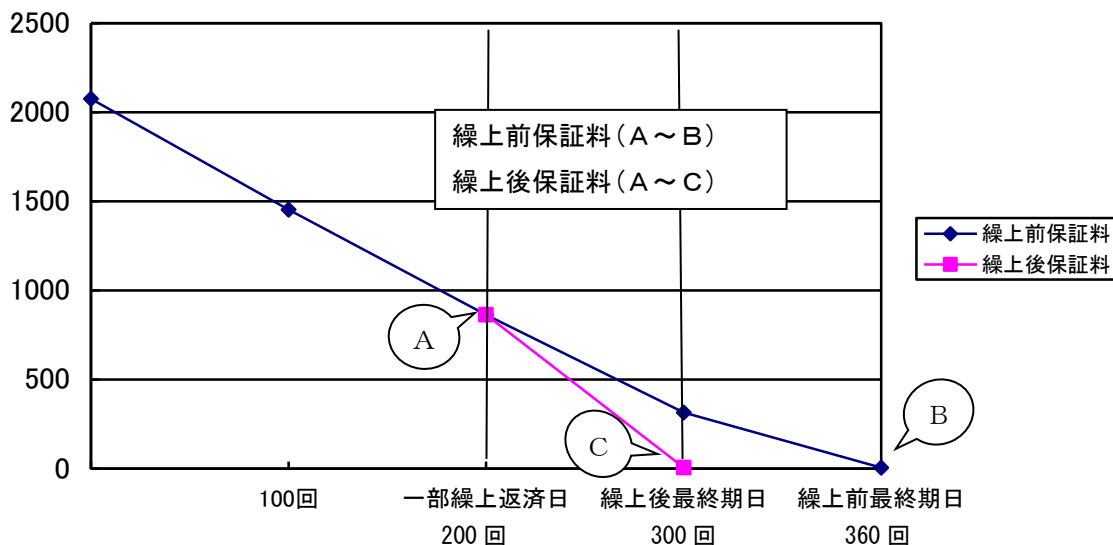
借入金額 : 2,500 万円

借入期間 : 30 年 (返済回数 360 回)

保証料率 : 年 0.10% (期間割引率年 0.80%)

1 カ月当たりの
保証料金額 (円)

保証料推移 (保証料 358,000 円)



$$67,000 \text{ 円 (繰上前保証料)} - 51,000 \text{ 円 (繰上後保証料)} - 10,000 \text{ 円 (返戻控除額)} \\ = 6,000 \text{ 円}$$

$$\text{返戻保証料} = 6,000 \text{ 円}$$

(参考)

【保証料が返戻されないパターン】

○全額繰上返済に伴う未経過保証料が 10,999 円の場合

$$10,999 \text{ 円 (未経過保証料)} - 10,000 \text{ 円 (返戻控除額)} = 999 \text{ 円}$$

返戻保証料が 1,000 円に満たないため、保証料の返戻はありません。

$$\text{返戻保証料} = 0 \text{ 円}$$

(注 1) 未経過保証料とは、繰上返済後の残高及び残期間に係る保証料のことです。

(注 2) 一律保証料については、返戻の対象としておりません。